

お客様各位

「Go To トラベル事業」 地域共通クーポン 取扱店舗加盟参画のお願い

時下ますますご発展のこととお慶び申し上げます。

さて、観光庁発表のとおり「Go To トラベル事業」に関しまして、一般社団法人日本旅行業協会を代表とするツーリズム産業共同体が観光庁より業務委託を受け事業を進めております。

本事業は、旅行商品等の販売に対し、旅行商品価格の1/2相当を支援するものであり、支援額の一部を旅行代金・宿泊代金の割引にあて、残りを地域共通クーポン（旅行者が旅行先において、地域共通クーポン取扱店舗（旅行先の土産物店、飲食店、観光施設、交通機関など）にて、商品の購入やサービスの提供を受ける際に利用するものとして購入者へ付与するものです。

このたび、上記共同体として事務局を本稼働し、事業の一層の促進を図るとともに、地域共通クーポンの運用開始にむけ地域共通クーポン券取扱店舗の募集を開始する運びとなりました。

つきましては、お手数ではございますが、本件の積極的な取扱店舗へのご参加・ご登録をお願いしたく存じます。

併せて、お取引のある企業様やお付き合いのある企業様等にもお声がけいただければと思います。何卒宜しくごお願い申し上げます。

【取扱店舗向け説明会の実施について】

取扱店舗登録申込みについての説明会を随時開催しています。

『Go To トラベル事業者向け申請サイト』内、取扱店説明会申込ページにてご確認ください。

●HP：<https://biz.goto.jata-net.or.jp>

* 今後随時上記サイトの情報を更新して参りますので、最新の情報確認をお願い致します。

- ・各会場ともにコロナウイルス感染症対策の一環として定員を設けさせて頂いております。
- ・複数の日程においてオンライン説明会も開催しています。
- ・説明会参加およびオンライン説明会視聴がなくとも、取扱店登録は可能です。

【取扱店舗募集期間】

●第1期 令和2年9月8日（火）から令和2年9月15日（火）まで

第1期申請期間に申請した事業者（申請に必要な書類に不備がある事業者を除く。）については、地域共通クーポン制度の開始の日までの間に、登録審査を行った上で、取扱店舗マニュアル、地域共通クーポン取扱店舗証（ステッカー）、換金伝票など一式を配送致します。

（参加条件を満たさないこと等により登録が行われない場合を除く。）。

なお、第1期申請期間以降も、引き続き随時登録申請を受け付けます。